

非常勤職員の募集について（障害者雇用）

《募集内容》

現在、税務署において障害者雇用義務制度の対象となる方について、非常勤職員の募集を行っています。
仕事内容・勤務条件等は以下のとおりです。

- 勤務地
稚内税務署
稚内市末広5丁目6番1号（稚内地方合同庁舎）
- 職務内容
 - ・ パソコン（エクセル・ワード等）を用いた簡易な入力作業
 - ・ 一般行政事務の補助等※ 具体的な職務内容は適性に応じて調整します。
- 雇用期間・募集人員
平成31（2019）年4月1日（月）以降の採用日 から 2020年3月31日（火） 1名程度
- 勤務時間
午前8時30分から午後5時00分の間のうち、5時間から7時間程度（休憩時間1時間）
※ 勤務時間については、ご相談の上、決定します。
- 賞与
勤務時間及び勤務実績に応じて支給
- 賃金等
890円 から
※ 雇用保険及び社会保険については、ご相談の上、決定します。
- 応募方法等
下記問い合わせ先へご連絡後、履歴書（顔写真貼付）をお送りください。
提出書類確認後、面接日をお知らせします。
※ 応募前の事前説明を希望される方は、ご連絡ください。
※ なお、事前説明及び面接については、就労支援機関担当者の同席が可能です。

- ・ 具体的な勤務時間及び勤務日数は面接時に説明します。
- ・ 超過勤務（時間外勤務）はありません。
- ・ 時間給のほか、通勤手当として、原則実費相当額を支給します（実際の支給額は一般職員の通勤手当に準じて計算します。なお、片道の通勤距離が2km未満の場合は、支給できません。）。
- ・ 給与の支給は、勤務した月分の翌月10日までに本人名義の金融口座へ振込みとなります。なお、時間給は給与法改正等により変更される場合があります。
- ・ 賞与の支給は、6月20日及び12月20日に本人名義の金融口座へ振込みとなります。なお、賞与は一定の勤務条件を満たした場合に限り支給されます。
- ・ 労災保険の加入はありませんが、公務、通勤災害に基づく負傷等の場合は、国家公務員災害補償法による補償があります。
- ・ 原則として、任期の満了をもって退職となりますが、翌年度（2020年4月1日以降）の再雇用の可能性があります。

※ 応募者多数の場合、応募受付を締め切ることがあります。
お問合せの時点で募集が終了している場合もありますので、御了承願います。

【問い合わせ先】

〒097-0001 稚内市末広5丁目6番1号（稚内地方合同庁舎）
稚内税務署 総務課 担当：池田 佳大（いけだ よしひろ）
電話番号 0162-33-1155（内線5610）